

令和6年度みえスタートアップ支援プラットフォーム
運営事業業務委託 業務仕様書

1 目的

本県におけるスタートアップ支援の取組を加速させ、三重発スタートアップを創出することを目的とし、金融機関・高等教育機関・経済団体・支援機関等の県内外の関係機関が一体となった支援体制「みえスタートアップ支援プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」を令和5年8月に立ち上げている。

本業務は、プラットフォームを効果的・効率的に運営することで、スタートアップの成長支援、取組の情報発信及び起業家等の交流を促進し、三重県におけるスタートアップエコシステムの構築をめざす。

2 業務名称

令和6年度みえスタートアップ支援プラットフォーム運営事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和7年3月21日（金）

4 業務概要

(1) 業務内容

本事業は、上記1の目的に資するため、以下の業務を行うこととする。

ア プラットフォーム参画機関をはじめとするスタートアップ支援機関（VC等の金融機関やアクセラレーターを含む）等の本事業参加者に対し、起業家マインドや起業機運を醸成する機会、イノベーション促進に関する学びの機会、多様なレイヤーの人材が気軽に交流する機会等（以下「イベント」という。）を提供するものとする。

(ア) イベントの内容

- ・イベントの内容については、本県の状況や課題を分析し、その内容踏まえた企画とすることとし、県と受託者が協議のうえ、内容を決定することとする。
- ・受託者は、イベントの企画にあたり、多様性を意識した内容とし、イベントの企画に関し、本事業の趣旨・目的を十分に踏まえたものとしたうえでテーマや登壇者などの企画段階から県と情報共有を図り、協議のうえを進めること。
- ・イベントの時間は約2～3時間程度とし、事前に県と協議のうえ、決定することとする。
- ・受託者は、イベントの企画に関し、登壇者（講演者や出演者など）との交渉など必要な調整や準備等を、原則全て行うこと。各回会場を借りて対面で実施するとともに、県と協議のうえ、必要に応じてオンラインで同時配信することとする。
- ・各回の様子はアーカイブ配信ができるよう録画するとともに、配信できるよう録画内容を編集すること。

(イ) イベントの対象者（以下、「参加者」という。）

- ・起業を予定している方（大学生・高専生・高校生等の学生も含む）
- ・事業の立ち上げや資金調達等により成長をめざすスタートアップ等
- ・新規事業の開発を進める事業者等（既存企業内での業態転換・オープンイノベーション、新規事業立ち上げ予定の方を含む）
- ・プラットフォーム参画機関をはじめとするスタートアップ支援機関（VC等の金融機関やアクセラレーターを含む）

(ウ) 参加者の募集

- ・プラットフォーム参画機関、スタートアップ支援機関、大学・高専等と連携し、SNS広告、チラシ、インターネットホームページ等を活用して参加者を募集する。募集期間を十分に取し、参加者の発掘に努めること。

なお、募集に使用するツールについてはあらかじめ県に報告し、両者協議のうえ、県が承諾したものを使用することとする。

・受託者は、応募の受付、問い合わせの対応、参加者名簿の作成を行い、応募状況や問い合わせの内容などは密に県へ報告すること。

(エ) イベントの開催回数

・イベントは2か月に1回程度で合計5回開催することとし、開催期間は契約締結日から令和7年3月14日（金）までとする。開催場所は50～100名程度を収容でき、公共交通機関によりアクセス可能な会場で開催することとし、具体的な日時については契約締結後、県と受託者が協議して決定する。

なお、可能な限りプラットフォーム参画機関と連携したイベントを実施することとし、最低1回以上実施すること。

(オ) 参加者の目標者数

・参加者は4（1）ア（イ）に記載のとおりとし、各回50-100名程度を目標に集客することとする。

イ 起業予備軍、起業予定者、スタートアップ等からの相談にワンストップで対応できる人材を配置するとともに、プラットフォーム参画機関やその他スタートアップ支援機関が実施するスタートアップ支援施策等の情報発信を行う。

(ア) 人材の配置

・本事業の趣旨と目的を達成するために、県内に拠点（※1）を設け、ワンストップで対応できる人員（※2）を配置し、受託者の監督・指示のもと運営を行うこと。
・週1回以上は拠点に駐在することとし、駐在しない期間に関してもオンライン等により対応できるように人員を配置すること。
・配置する人材は、4（1）アに記載するイベントにはすべて参加することとし、参加者同士のネットワーク構築の支援（※3）を行うこと。

※1 拠点とは、県内インキュベーション施設へ入居するまたは事務所やオフィスを持つなど、対面での相談を受けられるように体制を構築することを指す。

※2 ワンストップで対応できる人員とは、事業計画の作成をはじめ、事業立ち上げにかかるノウハウ、資金調達やその後成長に必要な事業者とのマッチングなどの相談に適切に対応できる人員で、以下の経験が一つ以上あること。

①スタートアップ支援に係るセミナーやイベントの企画運営に関わった経験がある

②起業支援に携わった経験がある

③コミュニティ運営に携わった経験がある

※3 ネットワーク構築支援について、イベント時のみだけでなく、年間を通じてマッチング・ネットワーク構築の支援を行うこととし、年間30件程度の支援を行うこと。

(イ) スタートアップ支援施策等の情報発信

・4（1）ア（イ）に記載した方が各成長段階において適切な情報にアクセスできるよう、本事業やスタートアップ支援施策を発信するためのHPを作成するとともに、SNS広告等によりスタートアップ支援施策の情報発信を行う。

・SNS広告等については、イベントのプレスリリース時及びイベント直前に各1回以上（合計10回）、本事業以外の県スタートアップ支援施策の情報発信を5回以上行うこととし、合計15回以上行うこととする。広告を掲載するSNSは事前に県と協議のうえ、決定することとする。

・Webサイトを構築するにあたり、ドメイン取得が必要となる場合は、原則

三重県ドメイン (pref.mie.lg.jp) を使用すること。ただし、既存の Web サイトの配下にページ作成をする場合等は、その限りではない。

- ・三重県ドメインでない Web サイトを廃止する際には、あらかじめ廃止する際に、運用停止に関する案内を行うこととし、情報発信終了後も、運用停止に関する案内を継続すること。また、運用停止後も、一定期間ドメインを保持すること。

ウ 共通事項

- ・受託者は、本事業の趣旨・目的に資するために、本事業のコンサルタント業務、全体企画・管理業務、実績や成果（参加者数やその属性・分析、参加者・登壇者等の目的や感想、参加者・登壇者間での交流やマッチング等に関すること、登壇者や参加者・関係者等が本事業を契機として新たな行動を起こした事例、メンタリングの内容など）の把握業務について、必要な知見を有する人員を不足なく配置し、受託者の責任において監督や指示のもとこれを進めること。
- ・受託者は、本事業の運営等に関し各イベントの講師等を招聘するほか、必要な設備・備品・消耗品を手配・調達・設置し、適切な運営に努めること。
- ・受託者は、本事業の開催日ごとに誘客・広報 PR を実施するほか、必要なマーケティング等を実施するなど、本事業のプロモーションに努めること。
- ・受託者は、登壇者やその関係者、企画・運営の関係者等へアンケート等を実施するなど、成果事例（登壇者や参加者・関係者等が本事業を契機として新たな行動を起こした事例等）の把握に努め、定期的に報告すること。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、電子データ（Word または Excel）と紙（A4 両面）1部を提出するものとする。

(ア) 業務全体の内容に関する実施記録（当日の様子を撮影した写真等の記録を含む）

(イ) 参加者名簿

(ウ) アンケート結果

イ 提出期限

提出期限は、履行期限である令和7年3月21日（金）までとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

- (1) 受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (6) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (7) 受託事業者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (8) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (9) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部産業イノベーション推進課技術革新班

Tel : 059-224-2227 FAX : 059-224-2078 E-mail : sougyo@pref.mie.lg.jp

担当 : 矢形、澤田